

投票立会人登録者募集要領

1 概要

井原市選挙管理委員会では、若い世代の人の政治や選挙に対する関心向上を図り、選挙をもっと身近なものとするため、選挙における期日前投票所の投票立会人を募集します。

2 応募資格

下記の全てを満たす人

- ・井原市にお住まいで選挙権を有する 18 歳から 29 歳までの人
- ・井原市の選挙人名簿に登録されている人

※特定の候補者の選挙運動に積極的に関わっている人や、候補者の親族の人は応募をご遠慮ください。

3 業務内容

- (1) 最初の投票をする際に、投票箱に何も入っていないことの確認の立ち会い
- (2) 投票所を開く前に、投票箱の鍵が封印されていることを確認の上、投票箱の開錠の立ち会い（2 日目以降）
- (3) 投票する方が投票所に入場してから、投票用紙を間違いなく投票箱に入れ、退場するまでの立ち会い
- (4) 投票時間終了後に、投票箱を封鎖することの立ち会い

4 立会場所・報酬等

立会の種類	期日前投票立会人
立 会 日	公示（告示）の日の翌日から投票日の前日までの期間のうち、希望する日
立 会 時 間	午前 8 時 30 分から午後 8 時まで 集合時間：午前 8 時 15 分 解散時間：午後 8 時 10 分頃
立 会 場 所	井原市役所・芳井支所・美星支所のうちのいずれか
立 会 人 数	2 人／各期日前投票所
報 酬	1 日：10,900 円（規定の所得税を源泉徴収します。）
そ の 他	交通費の支給はありません。

※期日前投票所は、選挙当日に予定のある方が、事前に投票できる投票所です。

5 報酬の支払

報酬は所得税法に基づき、所得税を源泉徴収します。また、交通費の支給はありません。

報酬額は法改正等により変わる場合があります。

報酬の支払いに当たり、振込先口座番号及び個人番号（マイナンバー）に関する書類提出が必要となります。

6 申込方法

「投票立会人登録申込書」に必要事項を記入の上、持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法により井原市選挙管理委員会にご提出いただくか、電子申請サービスからお申し込みください。

(高校生は学校の許可等が必要な場合があります。学校の規則等に従って応募してください)

7 申込受付期間

随時受付を行っています。

持参の場合は、市役所開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までに、井原市選挙管理委員会（井原市役所 3 階総務課内）にお越しください。

8 申込後の流れ

申込後、応募資格等を確認し投票立会人候補者として登録します。登録の結果は郵送でご連絡します。

選挙の時期が近くなりましたら、井原市選挙管理委員会から改めてご連絡し、ご都合をお伺いします。

ただし、申込みが選挙期日に近い場合や従事日程等の調整状況等により、ご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。また、解散に伴う選挙につきましては、登録いただいてもご都合をお伺いできない場合もありますのでご了承ください。

9 申込後の登録取り消し

登録後は、辞退の申出がない限り、原則として満 30 歳に達するまで継続します。

取り消しを希望される場合は、井原市選挙管理委員会宛にその旨を申し出てください。

下記に該当する場合は、立会人候補者名簿の登録は取り消しとなります。

- (1) 市外への転出や満 30 歳に達する等、応募資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 取り消しの申出があった場合
- (3) 正当な理由なく自己都合により投票立会人の義務を欠いた場合
- (4) その他、井原市選挙管理委員会が不適当と認めた場合

10 その他

登録のためにご提供いただいた個人情報につきましては、厳重に管理し、選挙事務にのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。

投票立会人として正式に選任され、日時・場所を指定された場合には、病気や事故その他やむを得ない理由がある場合を除き、立会人を辞職することはできません（公職選挙法第 38 条第 5 項）。万が一、やむを得ない理由に該当し、立会いができなくなった際には、速やかに井原市選挙管理委員会にご連絡ください。

新たに政党又はその他の政治団体に所属した場合又は異なる政党又はその他の政治団体に所属した場合は井原市選挙管理委員会までご連絡ください。

無投票となった場合は、立会する必要がなくなりますので、ご注意ください。（報酬の支払もありません。）

原則として、立会時間中に外出することはできませんのでご注意ください（休憩、食事等は投票所施設内でとっていただきます。）。

投票立会人に選任後、急に都合が悪くなった場合は、代わりの投票立会人を選任しなければなりませんので、早急に井原市選挙管理委員会までご連絡ください。